



# 第41期 定時株主総会 招集ご通知

2018年3月1日から2019年2月28日まで

株主総会参考書類

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 計算書類
- 監査報告

## 開催情報

---

日時: 2019年5月21日(火曜日)

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所: 札幌市中央区南3条西12丁目

札幌プリンスホテル 国際館パミール 3階

---

イオン北海道株式会社

証券コード: 7512

## 株主の皆さまへ

「イオンのあるまちに住みたい！」 そう言っていただけるよう、  
地域のお客さまに愛される店づくりに取り組みます。



代表取締役社長

青柳 英樹

平素より当社経営に関しまして格別のご支援をいただき誠にありがとうございます。当事業年度は2017～2019年度にわたる中期3ヶ年経営計画の2年目にあたり、北海道でNO.1の信頼される企業になることを目標に諸施策を進めてまいりました。

2018年度の業績は、上期はほぼ計画通りの推移でしたが、9月6日に発生した北海道胆振東部地震の影響は大きく、年度においては減収減益となりました。その中で上期に実施した店舗活性化や次期POSシステム導入、お買物アプリをはじめとするデジタル推進投資など、積極的な成長戦略投資の効果は出てきました。2019年度においてはその効果の最大化に全社で取り組んでまいります。

2020年3月、当社は同じイオングループで食品スーパーマーケット事業を道内展開するマックスバリュ北海道株式会社と経営統合し、新生「イオン北海道」が誕生します。両社はこれまでも常に連携してきましたが、経営資源やノウハウの共有化をすすめ、シナジーの極大化を図ることで、これまで以上に北海道に貢献できる企業「ベストローカル」を目指し、2019年度より協業の取り組みを先行してすすめてまいります。

引き続き「イオンのあるまちに住みたい！」 そう言っていただけるよう、地域のお客さまに愛される店づくりに取り組んでまいります。株主の皆さまにはご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2019年5月

## イオンの基本理念

イオンは基本理念のもと、  
絶えず革新し続ける企業集団として、  
「お客さま第一」を実践してまいります。



株主の皆さまへ

証券コード 7512  
2019年4月26日

札幌市白石区本通21丁目南1番10号  
**イオン北海道株式会社**  
代表取締役社長 青柳 英樹

## 第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第41期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月20日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

<b>1</b> 日 時	2019年5月21日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
<b>2</b> 場 所	札幌市中央区南3条西12丁目 札幌プリンスホテル 国際館パミール 3階
<b>3</b> 目的事項	報告事項 第41期（2018年3月1日から2019年2月28日まで） 事業報告及び計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 当社とマックスバリュ北海道株式会社との吸収合併契約承認の件 第2号議案 定款の一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 監査役3名選任の件 第5号議案 吸収合併に伴う監査役1名選任の件
<b>4</b> 議決権の行使等についてのご案内	次頁に記載の【議決権行使に関するお願い】をご参照ください。
<b>5</b> インターネット開示に関する事項	株主総会参考書類の「マックスバリュ北海道株式会社の2019年度2月期に係る計算書類等」及び、事業報告の「新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

以 上

- 当日ご出席の際は、本紙をご持参いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会前日までに修正すべき事情が生じた場合は、下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ([https://www.aeon-hokkaido.jp/corporation/ir/stock\\_05.html](https://www.aeon-hokkaido.jp/corporation/ir/stock_05.html))

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

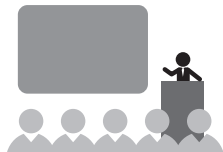
監査報告

ご参考

## 議決権行使に関するお願い

### A

#### 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本紙をご持参ください。

### B

#### 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2019年5月20日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

## 目次

ごあいさつ .....	1
招集ご通知 .....	2
株主総会参考書類 .....	4
(添付書類)	
事業報告 .....	53
計算書類	
貸借対照表 .....	67
損益計算書 .....	68
監査報告	
計算書類に係る会計監査報告 .....	69
監査役会の監査報告 .....	70
ご参考	
トピックス .....	71
会社情報/株主優待 .....	73

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案

## 当社とマックスバリュ北海道株式会社との吸収合併契約承認の件

当社は、2019年4月10日開催の取締役会において、当社とマックスバリュ北海道株式会社（以下「MV北海道」といいます）の経営統合（以下「本経営統合」といいます）に関し、2020年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、MV北海道を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）に係る吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます）を締結することを決議し、MV北海道との間で本合併契約を締結いたしました。

つきましては、本合併契約のご承認をお願いいたしたいと存じます。本合併を行う目的、本合併契約の内容その他の本議案に関する事項は次の通りであります。

### 1. 本合併を行う理由

国内における「食」を取り巻く環境は大きく変化しております。お客さまの変化としては、所得の伸び悩みや、平均寿命の延伸による老後の生活費の増加、スマートフォンなどデジタル化進展による価格比較の容易化などを背景とした「低価格志向」に加え、ナチュラル、オーガニックといった「健康志向」、よりフレッシュで美味しい地元のもの食べたい「ローカル志向」などの「食の嗜好の多様化」、高齢者世帯や共働き世帯の増加による「時短ニーズ」などの高まりが顕著であり、このようなライフスタイルの変化に対応した商品、店舗、サービスの提供が益々重要となっております。

経営環境の変化としては、ドラッグストアやコンビニエンスストア、宅配などの異業種との競争に加え、Eコマースの台頭など、ボードレス化した「食」の市場を巡る競争の激化、生産年齢人口の減少による雇用確保難、最低賃金・社会保障費の上昇もたらす人件費の高止まりといった「労働環境の変化」など、従来の労働集約型オペレーションモデルから脱却した新しいモデルの構築が急務です。

当社及びMV北海道の親会社であるイオン株式会社（以下、「イオン」といいます）は、今後、このような「食」を取り巻く環境変化に対応し、更なる飛躍を果たすためには、従来のGMSなどの大型店をベースとした物流センターやプロセスセンターの、地域SMごとに最適な形への変革、バリューチェーンの構築、地域における地元商品の発掘・振興、独自のPB（プライベート・ブランド）商品の開発、テクノロジーを活用した店舗のレジレス、ネットスーパー対応などデジタル化のための投資を強化することが必須な状況と考え、2017年12月に発表した、2020年に向けたグループ中期経営方針において、各地域でグループのSM企業が継続的に成長できる投資が可能なレベルとして、地域ごとに5,000億円の売上規模を有する企業体になる必要があるとの、SM改革に関する方向性を示しました。

これを踏まえ、当社及びMV北海道は、北海道エリアでのSM改革について具体的な検討を進めてまいりました。

当社においては、少子高齢化による人口減少や市場規模の縮小、技術の進歩によるデジタルビジネスの台頭など、小売業を取り巻く経営環境が日々変化する中で、2017年度に策定した中期経営計画に基づき「顧客ロイヤリティ北海道NO.1企業の実現」、「収益性と安定性で北海道NO.1企業の実現」、「地域活性化企業北海道NO.1の実現」及び「働き続けたい企業北海道NO.1の実現」という「4つのNO.1」を通じて「ステークホルダーと強固な信頼関係を築き北海道NO.1企業」を実現するためには、地域密着の経営を更に推進すると共に、お客さまの毎日の生活を支える「食」の分野を更に強化することが必要不可欠であると認識しております。このような経営環境のもと、上記SM改革の方針が当社の目指す姿の実現に向けた課題解決につながるものと判断し、2018年1月下旬以降、本経営統合に関する検討を開始し、毎月定期的に両社の役員を中心にミーティングを行い、協議・検討を重ねてまいりました。具体的には、①スケールメリットを活かした商品調達、産地開発、商品開発などを進める、②店舗オペレーションの改善、物流コストの低減、デジタル化の推進、共通部門の合理化などのシナジーを創出する、③SMに加え、大型ショッピングセンター、総合スーパー（GMS）、小型SM（まいばすけっと）、ディスカウントストア、ネットスーパーやEコマースまで、多様なフォーマットを持つことで、地域に最適な事業戦略を総合的に推進する、④デジタル化の取り組みを進めてネットと店舗をシームレスにつなぎ、オムニチャネル戦略を推進することで、お客さまがいつでもどこでもイオンを利用できる基盤を構築する、⑤SC（ショッピングセンター）戦略として更に地域と連携し、地域の皆さまが安心して楽しくコミュニケーションを図れる交流拠点となることで、今まで以上に街づくりの一翼を担えるようなショッピングセンターの実現を目指す、以上重点5項目を中心に検討した結果、これらの取り組みを実現させることで当社の企業価値が向上すること、そしてそのためにもMV北海道との経営統合が必要であるとの判断に至り、2018年10月10日に、イオン及びMV北海道との間で本経営統合に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます）を締結しました。

本基本合意書締結以降、当社は、毎月定期的にMV北海道やイオングループの機能会社などと分科会等を通じて本合併に関する度重なる協議を行い、本合併後の事業方針や運営体制等について議論を積み重ねてまいりました。具体的には、①商品調達では取引先政策の整合による商品調達力の強化、産地開発では両社での全国産地の開発の実施、また、商品開発ではデリカ商品を中心とした共同開発商品の拡大や、食のSPA化の実現のためのプロセスセンターの開発、②店舗オペレーションでは双方の優れた取り組みを取り入れた効率改善、物流の効率化では新たな低温物流センターの開発、デジタル化の推進では店舗及び本社業務のデジタル化、共通部門の合理化では統合後のコンパクトな本社体制、③地域に最適な事業戦略では、それぞれのフォーマットの特徴を活かした品揃えと店舗機能の強化、④オムニチャネル戦略では当社が持つネットスーパーやEコマース

スの更なる拡大、⑤ S C 戦略では地域の交流拠点としての役割を担う店作りによる新たな来店動機の創出など、①から⑤について、両社で組織した統合に向けたプロジェクトチームと分科会にて、慎重に検討してまいりました。また、MV北海道の株主優待制度や配当を含む両社の株主の皆さま、及びその他ステークホルダーの皆さまへの本件実施に伴う影響について慎重に検討してまいりました。その結果、本合併により両社の経営資源やノウハウの共有化を推進し、当事者のシナジーの極大化を実現することで、今まで以上に北海道に貢献できる企業に進化し、また、当社の企業価値向上のために非常に有益であるとの考えで関係者間の見解が一致したことから、2019年4月10日付で、本合併契約の締結に至っております。

MV北海道においては、「すべてはお客さまのために」という普遍の理念のもとに、北海道エリアNO.1の食品小売業を目指すなか、目まぐるしく変化するニーズやマーケット、業態を超えた競争の激化に対応すべく、商品力及び営業力の強化を中心とした競争力の更なる向上による市場シェアの拡大を目指す一方、物流、プロセスセンター、デジタル対応など、今後の経営課題として掲げておりました。このような経営環境のもと、上記 S M 改革の方針がMV北海道の目指す姿の実現に向けた課題解決につながるものと判断し、2018年1月下旬以降、本経営統合に関する検討を開始し、毎月定期的に両社の役員を中心にミーティングを行い、協議・検討を重ねてまいりました。

具体的には、①スケールメリットを活かした商品調達、産地開発、商品開発などを進める、②店舗オペレーションの改善、物流コストの低減、デジタル化の推進、共通部門の合理化などのシナジーを創出する、③ S M に加え、大型ショッピングセンター、総合スーパー（GMS）、小型 S M（まいばすけっと）、ディスカウントストア、ネットスーパーや E コマースまで、多様なフォーマットを持つことで、地域に最適な事業戦略を総合的に推進する、④デジタル化の取り組みを進めてネットと店舗をシームレスにつなぎ、オムニチャネル戦略を推進することで、お客さまがいつでもどこでもイオンを利用できる基盤を構築する、⑤ S C 戦略として更に地域と連携し、地域の皆さまが安心して楽しくコミュニケーションを図れる交流拠点となることで、今まで以上に街づくりの一翼を担えるようなショッピングセンターの実現を目指す、以上重点 5 項目を中心に検討した結果、これらの取り組みを実現させることでMV北海道の各店舗が持つ魅力・集客力が向上すること、そしてそのためにも当社との経営統合が必要であるとの判断に至り、2018年10月10日に本基本合意書を締結しました。本基本合意書締結以降、MV北海道は、毎月定期的に当社やイオングループの機能会社などと分科会等を通じて本合併に関する度重なる協議を行い、本合併後の事業方針や運営体制等について議論を積み重ねてまいりました。具体的には、①商品調達では取引先政策の整合による商品調達力の強化、産地開発では両社での全国産地の開発の実施、また、商品開発ではデリカ商品を中心とした共同開発商品の拡大や、インスタアベカリーの拡大、食の S P A 化の実現のためのプロセスセンターの開発、②店舗オペレーションでは双方の優れた取り組みを取り入れた効率改善、物流の効率化では新たな低温物流センターの開発、デジタル化の推進では店

舗及び本社業務のデジタル化、共通部門の合理化では統合後のコンパクトな本体制、③地域に最適な事業戦略では、新規出店計画の加速、④オムニチャネル戦略では品揃えの拡大やタッチポイントとしての新たな来店動機の創出、⑤SC戦略では地域連携の強化とテナントリーシング力の強化など、①から⑤について、両社で組織した統合に向けたプロジェクトチームと分科会にて、慎重に検討してまいりました。また、本件実施に伴う株主をはじめとするステークホルダーの皆さまへの影響について慎重に検討してまいりました。その結果、本合併を実施することで、規模拡大による商品力の向上、店舗の競争力の向上を果すことができ、更には、今まで遅れていた物流改革やデジタル対応について積極的に取り組むことができる等の効果が期待でき、MV北海道の各店舗が持つ魅力・集客力が向上し、ひいては本合併による新会社の企業価値向上のために非常に有益であるとの考えで関係者間の見解が一致したことから、2019年4月10日付で、本合併契約の締結に至っております。

## 2. 本合併契約の内容

当社とMV北海道が2019年4月10日付で締結した本合併契約の内容は、【別添】「吸収合併契約書」をご参照ください。

## 3. 会社法施行規則第191条に定める内容の概要

### (1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

#### ①本合併に係る割当ての内容

会社名	当社 (吸収合併存続会社)	MV北海道 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る 割当ての内容	1	4.80

(注1) 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます）

当社は、MV北海道の普通株式（以下「MV北海道株式」といいます）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます）4.80株を割当て交付いたします。ただし、本合併の効力発生日直前（以下「基準時」といいます）にMV北海道が保有する自己株式（2019年2月28日現在29,525株）については本合併による株式の割当ては行いません。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。



### (注2) 本合併により交付する当社株式数

当社は、本合併により当社株式を割当て交付するに際し、新たに発行する普通株式及び当社が保有する自己株式を、MV北海道の株主（ただし、MV北海道及び本合併に関して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使した株主を除きます）に割り当てる予定であります。新たに発行する普通株式及び自己株式の数は、確定次第、お知らせいたします。なお、当社は、本合併に際して、基準時のMV北海道の株主名簿に記載又は記録されたMV北海道の株主（ただし、MV北海道及び本合併に関して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使した株主を除きます）に対して、上記表に記載の本合併比率に基づいて算出した数の当社株式を割当て交付する予定です。したがって、MV北海道の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、MV北海道の2019年2月28日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合等においては、当社が交付する株式数が変動することになります。

### (注3) 単元未満株式の取扱い

本合併により、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるMV北海道の株主の皆さまにおかれましては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

#### ①単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、当社に対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて1単元（100株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度です。

#### ②単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

### (注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるMV北海道の株主の皆さまに対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が、当社株式1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

## ②本合併に係る割当ての内容の根拠等

### ア. 割当ての内容の根拠及び理由

下記ウ。「公正性を担保するための措置」に記載の通り、本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、当社は山田コンサルティンググループ株式会社（以下「YCG」といいます）を、MV北

海道は株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます）をそれぞれ第三者算定機関として、また当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、MV北海道は岩田合同法律事務所をそれぞれリーガル・アドバイザーとして選定し、2018年10月10日付で行った本基本合意書締結に係る公表以降、本格的な検討を開始いたしました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果及びリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。

そして、当社においては、下記エ.「利益相反を回避するための措置」の(ア)「当社における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載の通り、イオン及びMV北海道と利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます）の有価証券上場規程第436条の2及び証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札幌証券取引所」といいます）の企業行動規範に関する規則5条の2に規定する独立役員（以下「独立役員」といいます）である中田美知子氏及び廣部眞行氏から2019年4月10日付で受領した本合併の目的、当社の企業価値向上、本合併における合併比率の妥当性、本合併の手の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことを踏まえ、最終的に本合併比率が、当社の第三者算定機関であるYCGによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます）による算定結果のレンジの範囲内であること、及び上記1.「本合併を行う理由」に記載の様々な施策に取り組むことで、本合併が中長期的に当社の企業価値向上に資することから妥当であり、当社の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

MV北海道においては、下記エ.「利益相反を回避するための措置」の(ウ)「MV北海道における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載の通り、イオン及び当社と利害関係を有しないMV北海道の社外取締役であり、かつ、独立役員である林美枝子氏及び水野克也氏から2019年4月10日付で受領した本合併の目的、本合併による新会社の企業価値向上、本合併の条件（合併比率を含む。）の妥当性、交渉過程及び本合併に係る手の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併に関するMV北海道の決定がMV北海道の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことを踏まえ、最終的に本合併比率が、MV北海道の第三者算定機関であるAGSコンサルティングによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジの範囲内であることから妥当であり、MV北海道の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

このように、両社は、それぞれ、第三者算定機関による算定結果及びリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、独立役員から取得した意見等も踏まえた上で、2019年4月10日に開催された両社の取締役会において、本合併比率により本合併を行うことを決定し、合意いたしました。

## イ. 算定に関する事項

### (ア) 算定機関の名称及び各社との関係

当社の第三者算定機関であるYCGは、イオン、当社及びMV北海道の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、MV北海道の第三者算定機関であるAGSコンサルティングは、イオン、当社及びMV北海道の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

### (イ) 算定の概要

当社及びMV北海道は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、当社はYCGを、MV北海道はAGSコンサルティングを第三者算定機関として選定し、それぞれ本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比率算定書を取得いたしました。

YCGは、当社については、同社が東京証券取引所及び札幌証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

MV北海道については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下の通りです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	4.49～5.40
DCF法	3.14～5.49

なお、市場株価法については、2019年4月9日を算定基準日として、当社株式及びMV北海道株式それぞれの東京証券取引所市場における基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び

6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、MV北海道については、MV北海道の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したMV北海道の財務予測に基づき、MV北海道が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割引引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、当社については、割引率を5.09%～5.59%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を $\Delta 0.25\% \sim 0.25\%$ として評価しております。一方、MV北海道については、割引率を4.13%～4.63%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を $\Delta 0.25\% \sim 0.25\%$ として評価しております。それらの結果を基に合併比率のレンジを3.14～5.49として算定しております。

YCGは、合併比率の算定に際して、当社及びMV北海道から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びMV北海道の資産又は負債（偶発債務を含みます）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。YCGの合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びMV北海道の財務予測（利益計画その他の情報を含みます）については、当社及びMV北海道により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、YCGがDCF法による算定の前提とした当社から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益は見込まれておらず、MV北海道から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2020年2月期において地場産品の直接仕入れ等による流通コストの削減、ニーズの高い商品構成に力を入れた売り場作りの徹底及びオペレーションの見直しによる生産性向上等による利益改善により営業利益の前期比30%の増加を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本合併の実施を前提としておりません。

他方、AGSコンサルティングは、当社については、同社が東京証券取引所及び札幌証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

MV北海道については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定しました。当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下の通りです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	4.49～5.40
DCF法	2.99～5.51

なお、市場株価法については、2019年4月9日を算定基準日として、当社株式及びMV北海道株式それぞれの東京証券取引所市場における基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、MV北海道については、MV北海道の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したMV北海道の財務予測に基づき、MV北海道が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、当社については、割引率を4.32%～5.32%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を0%として評価しております。一方、MV北海道については、割引率を3.54%～4.54%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を0%として評価しております。それらの結果を基に合併比率のレンジを2.99～5.51として算定しております。

AGSコンサルティングは、合併比率の算定に際して、当社及びMV北海道から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びMV北海道の資産又は負債（偶発債務を含みます）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGSコンサルティングの合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びMV北海道の財務予測（利益計画その他の情報を含みます）については、当社及びMV北海道により現時

点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、AGSコンサルティングがDCF法による算定の前提とした当社から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益は見込まれておらず、MV北海道から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2020年2月期において地場産品の直接仕入れ等による流通コストの削減やニーズの高い商品構成に力を入れた売り場作りの徹底及びオペレーションの見直しによる生産性向上等による利益改善により営業利益の前期比30%の増加を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本合併の実施を前提としておりません。

#### ウ. 公正性を担保するための措置

本合併においては、イオンが当社及びMV北海道それぞれの親会社であることから、本合併は両社にとって支配株主との重要な取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断し、以下の通り公正性を担保するための措置を実施しております。

##### (ア) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、YCGを第三者算定機関として選定し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記イ.「算定に関する事項」の(イ)「算定の概要」をご参照ください。

なお、当社は、YCGから本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

MV北海道は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、AGSコンサルティングを第三者算定機関として選定し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記イ.「算定に関する事項」の(イ)「算定の概要」をご参照ください。

なお、MV北海道は、AGSコンサルティングから本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

##### (イ) 独立した法律事務所からの助言

当社は、本合併に関するリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本合併に関する諸手続並びに当社としての意思決定方法及び過程等に関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、イオン、当社及びMV北海道との間で重要な利害関係を有しておりません。

MV北海道は、本合併に関するリーガル・アドバイザーとして、岩田合同法律事務所を選定し、岩田合同法律事務所から、本合併に関する諸手続並びにMV北海道としての意思決定方法及び過程等に関する法的助言を受けております。なお、岩田合同法律事務所は、イオン、当社及びMV北海道との間で重要な利害関係を有しておりません。

## エ. 利益相反を回避するための措置

本合併は、イオンが当社及びMV北海道それぞれの親会社であり、イオンを通じて相互に利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

### (ア) 当社における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

当社の取締役会は、本合併が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、イオン及びMV北海道と利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ、独立役員である中田美知子氏及び廣部眞行氏に対し、本合併を検討するにあたって、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定める規則に基づき、(a) 本合併の目的の合理性、(b) 本合併における合併比率の妥当性、(c) 本合併の手続の適正性、(d) これらの点を踏まえ、本合併が当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

中田美知子氏及び廣部眞行氏の2名は、YCGが作成した合併比率算定書その他の本合併に関連する各種資料を検討し、かつ、関係者から説明を受けました。かかる経緯のもと、合併比率算定書の算定結果、関係者からの説明等の内容を踏まえ本合併に関して慎重に検討した結果、本合併は、当社の企業価値向上に資するものであり、本合併の目的は不合理ではないこと、本合併比率は公正に決定された妥当なものと認められること、本合併において、公正な手続を通じた株主への配慮がされていると認められることなどから、本合併は当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の意見書を2019年4月10日付で当社の取締役会に提出しております。

### (イ) 当社における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

2019年4月10日開催の当社の取締役会では、当社の取締役のうち岡崎双一氏を除く取締役の全員一致で、本合併に関する審議及び決議を行いました。また、監査役4名のうち下記の兼務監査役3名を除く1名が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

当該取締役会においては、イオンの執行役員及びイオン子会社の取締役を兼任している岡崎双一氏は、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、当社の取締役会における本合併に関する審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において本合併に関する協議及び交渉に参加しておりません。また、同様の観点から、当社の監査役のうち、MV北海道の監査役を兼務している吉岡征雄氏、MV北海道の監査役を兼務している福岡真人氏、及びイオン子会社の取締役を兼任している西松正人氏は当社の立場において本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記当社の取締役会における本合併に関する審議には参加しておりません。

(ウ)MV北海道における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

MV北海道の取締役会は、本合併がMV北海道の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、イオン及び当社と利害関係を有しないMV北海道の社外取締役であり、かつ、独立役員である林美枝子氏及び水野克也氏に対し、本合併を検討するにあたって、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a) 本合併の目的の正当性、(b) 本合併の条件（合併比率を含む。）の妥当性、(c) 本合併の手続の適正性、(d) これらの点を踏まえ、本合併がMV北海道の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

林美枝子氏及び水野克也氏の2名は、AGSコンサルティングが作成した合併比率算定書その他の本合併に関連する各種資料を検討し、かつ、関係者から説明を受けました。かかる経緯のもと、合併比率算定書の算定結果、関係者からの説明等の内容を踏まえ本合併に関して慎重に検討した結果、本合併は、本合併による新会社の企業価値向上に資するものであり、本合併の目的は正当なものであること、本合併の条件（合併比率を含む。）は公正に決定された妥当なものと認められること、本合併に係る交渉過程及び本合併に係る手続は公正なものであることなどから、本合併はMV北海道の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見書を2019年4月10日付でMV北海道の取締役会に提出しております。

(エ)MV北海道における取締役全員の承認

2019年4月10日開催のMV北海道の取締役会では、取締役の全員一致で、本合併に関する審議及び決議を行いました。当該取締役会においては、MV北海道の監査役4名のうち、当社の監査役を兼務している吉岡征雄氏、当社の監査役を兼務している福岡真人氏、当社の顧問弁護士を兼任している橋本昭夫氏及びイオン子会社の監査役を兼任している芳賀直人氏の4名全員が、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本合併に関する審議及び決議に参加しておらず、上記決議に関して意見を述べることを差し控えております。また、当該監査役4名は、MV北海道の立場において本合併に関する協議及び交渉に参加しておりません。



### ③吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により、増加する当社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に従って、当社が定めます。

上記については、機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額といたします。

### (2) 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

当社は、本合併に際して、基準時における以下の表の①から⑥までの第1欄に掲げるMV北海道の新株予約権の新株予約権者に対し、その所有するMV北海道の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同①から⑥までの第2欄に掲げる当社の新株予約権を割当て交付いたします。

これは、MV北海道の発行している各新株予約権がいずれも1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストックオプションであることを踏まえ、当社が、本合併に際して、実質的に同一の条件となる新株予約権の目的である株式の数を本合併比率に応じて調整した当社の株式報酬型ストックオプションである新株予約権を、基準時におけるMV北海道の各新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するMV北海道の新株予約権1個につき、当社の新株予約権1個の割合をもって交付することとしたものであり、その内容は相当と判断しております。

なお、MV北海道は新株予約権付社債を発行しておりません。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	マックスバリュ北海道株式会社 第6回新株予約権	本合併契約 別紙2-①-1記載	イオン北海道株式会社 第13回新株予約権	本合併契約 別紙2-①-2記載
②	マックスバリュ北海道株式会社 第7回新株予約権	本合併契約 別紙2-②-1記載	イオン北海道株式会社 第14回新株予約権	本合併契約 別紙2-②-2記載
③	マックスバリュ北海道株式会社 第8回新株予約権	本合併契約 別紙2-③-1記載	イオン北海道株式会社 第15回新株予約権	本合併契約 別紙2-③-2記載

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
④	マックスバリュ北海道株式会社 第9回新株予約権	本合併契約 別紙2-④-1記載	イオン北海道株式会社 第16回新株予約権	本合併契約 別紙2-④-2記載
⑤	マックスバリュ北海道株式会社 第10回新株予約権	本合併契約 別紙2-⑤-1記載	イオン北海道株式会社 第17回新株予約権	本合併契約 別紙2-⑤-2記載
⑥	マックスバリュ北海道株式会社 第11回新株予約権	本合併契約 別紙2-⑥-1記載	イオン北海道株式会社 第18回新株予約権	本合併契約 別紙2-⑥-2記載

(注) 各内容欄に記載した別紙は、本合併契約の別紙を示し、別添「吸収合併契約書」別紙2-①-1、2-①-2、2-②-1、2-②-2、2-③-1、2-③-2、2-④-1、2-④-2、2-⑤-1、2-⑤-2、2-⑥-1、2-⑥-2に記載しております。

(3) 吸収合併消滅会社について次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第3号）

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

法令及び当社定款第15条の定めに基づき、当社WEBサイト

([https://www.aeon-hokkaido.jp/corporation/ir/stock\\_05.html](https://www.aeon-hokkaido.jp/corporation/ir/stock_05.html)) に掲載しておりますので、本株主総会参考書類には記載しておりません。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第5号）

該当事項はありません。

【別添】

## 吸収合併契約書

イオン北海道株式会社（以下「甲」という。）及びマックスバリュ北海道株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との吸収合併に関し、2019年4月10日（以下「本契約締結日」という。）付で、次のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（本件吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）を行う。

### 第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

#### (1) 吸収合併存続会社（甲）：

商号：イオン北海道株式会社

住所：札幌市白石区本通二十一丁目南1番10号

#### (2) 吸収合併消滅会社（乙）：

商号：マックスバリュ北海道株式会社

住所：札幌市中央区北八条西二十一丁目1番10号

### 第3条（本件吸収合併に際して交付する株式）

1. 甲は、本件吸収合併に際して、本件吸収合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（甲及び乙を除く。以下「割当対象株主」という。）の所有する乙の普通株式（但し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第785条の規定に基づき株式の買取りが請求された株式を除く。以下、本条において同じ。）の数の合計に4.80（以下「本件合併比率」という。）を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件吸収合併に際して、各割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式の数に本件合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前2項に従って割当対象株主に交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条（本件吸収合併に際して交付する新株予約権）

1.甲は、本件吸収合併に際して、基準時における以下の表の①から⑥までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同①から⑥までの第2欄に掲げる甲の新株予約権を交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	マックスバリュ北海道株式会社 第6回新株予約権	別紙2-①-1記載	イオン北海道株式会社 第13回新株予約権	別紙2-①-2記載
②	マックスバリュ北海道株式会社 第7回新株予約権	別紙2-②-1記載	イオン北海道株式会社第 14回新株予約権	別紙2-②-2記載
③	マックスバリュ北海道株式会社 第8回新株予約権	別紙2-③-1記載	イオン北海道株式会社第 15回新株予約権	別紙2-③-2記載
④	マックスバリュ北海道株式会社 第9回新株予約権	別紙2-④-1記載	イオン北海道株式会社第 16回新株予約権	別紙2-④-2記載
⑤	マックスバリュ北海道株式会社 第10回新株予約権	別紙2-⑤-1記載	イオン北海道株式会社第 17回新株予約権	別紙2-⑤-2記載
⑥	マックスバリュ北海道株式会社 第11回新株予約権	別紙2-⑥-1記載	イオン北海道株式会社第 18回新株予約権	別紙2-⑥-2記載

2.甲は、本件吸収合併に際して、基準時における前項の表の①から⑥までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の各新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権1個につき、それぞれ同①から⑥までの第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第5条（資本金及び準備金）

本件吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条の定めるところに従い、甲が定めるものとする。

## 第6条（本件吸収合併の効力発生日）

本件吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年3月1日とする。但し、本件吸収合併の手の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、会社法第790条の定めるところに従い、甲乙協議し合意の上これを変更することができる。この場合、乙は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

## 第7条（合併承認総会）

- 1.甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本件吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
- 2.乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本件吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

## 第8条（剰余金の配当）

甲及び乙は、次の各号に規定するものを除き、本契約締結日後、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

- (1) 甲は、(i)2019年2月28日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり12円及び総額13億円を限度として、(ii)2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円及び総額16億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
- (2) 乙は、(i)2019年2月28日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり21円及び総額2億円を限度として、(ii)2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり26円及び総額2億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。乙において効力発生日の前に(ii)に係る剰余金の配当の決議がなされた場合、甲は、本件吸収合併により乙の当該配当金の支払い義務を引き継ぐものとする。

## 第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

## 第10条（甲の2020年2月期に係る定時株主総会における議決権行使）

甲は、効力発生日までに、割当対象株主に対し、会社法第124条第4項に基づき、本件吸収合併が効力を生ずることを条件として、甲の2020年2月期に係る2020年5月開催予定の定時株主総会において、本件吸収合併に際して割当交付を受ける甲の普通株式に係る議決権を付与する旨の取締役会決議を行うものとする。

第 11 条 (事情変更)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第 12 条 (本契約の効力)

本契約は、( i )効力発生日の前日までに、第7条に定める甲又は乙の株主総会において本契約につき承認が得られなかった場合、( ii )効力発生日の前日までに、法令等に定める本件吸収合併の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は、( iii )前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 13 条 (規定外事項)

本契約に定めるもののほか、本件吸収合併に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを適宜決定するものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年4月10日

甲：札幌市白石区本通二十一丁目南1番10号  
イオン北海道株式会社  
代表取締役社長 青柳 英樹

乙：札幌市中央区北八条西二十一丁目1番10号  
マックスバリュ北海道株式会社  
代表取締役社長 出戸 信成

## マックスバリュ北海道株式会社第6回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

マックスバリュ北海道株式会社第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## 3. 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

## 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

## 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

## 6. 新株予約権を行使できる期間

2014年6月9日から2029年6月8日までとする。

## 7. その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役の地位にあることを要する。ただし、取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

## 8. 新株予約権の消滅事由及び取得事由

- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

（ア）法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)10.に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

#### 9. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

#### 10. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

#### 11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

#### 12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

#### 13. 新株予約権の割当日

2014年5月9日

以上

別紙2-①-2

### イオン北海道株式会社第13回新株予約権の内容

#### 1. 新株予約権の名称

イオン北海道株式会社第13回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、480株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。



### 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

### 4. 新株予約権を行使できる期間

2020年3月1日から2029年6月8日までとする。

### 5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使できるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限りなお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスパリュ北海道株式会社（以下、「MV社」という。）との間で2019年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

### 6. 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①（ア）から（ウ）までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

（ア）法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

（イ）禁固以上の刑に処せられた場合

（ウ）当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

（エ）8.に定める権利承継者が死亡した場合

（オ）新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

### 7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

### 8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

## 9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

## 10. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

## 11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

別紙2-②-1

### マックスパリュ北海道株式会社第7回新株予約権の内容

#### 1. 新株予約権の名称

マックスパリュ北海道株式会社第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

#### 3. 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

#### 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

#### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1 ÷ 分割（または併合）の比率)

## 6. 新株予約権を行使できる期間

2015年6月10日から2030年6月9日までとする。

## 7. その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役の地位にあることを要する。ただし、取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

## 8. 新株予約権の消滅事由及び取得事由

- ①新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
  - (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
  - (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
  - (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
  - (エ)10.に定める権利承継者が死亡した場合
  - (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ②取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

## 9. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

## 10. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

## 11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

## 12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

## 13. 新株予約権の割当日

2015年5月10日

以上

別紙2-②-2

## イオン北海道株式会社第14回新株予約権の内容

### 1. 新株予約権の名称

イオン北海道株式会社第14回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、480株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

## 4. 新株予約権を行使できる期間

2020年3月1日から2030年6月9日までとする。

## 5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使できるものとする。

(ア)当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限ってなお権利行使することができる。

(イ)当社とマックスパリュ北海道株式会社（以下、「MV社」という。）との間で2019年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

(ウ)合併契約締結後、基準日までにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

## 6. 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)8.に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

#### 7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

#### 8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

#### 9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

#### 10. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

#### 11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

別紙2-③-1

### マックスバリュ北海道株式会社第8回新株予約権の内容

#### 1. 新株予約権の名称

マックスバリュ北海道株式会社第8回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

#### 3. 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

#### 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

#### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割 (または併合) の比率})$$

#### 6. 新株予約権を行使できる期間

2016年6月10日から2031年6月9日までとする。

#### 7. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

#### 8. 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)10.に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

#### 9. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

#### 10. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

#### 11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

## 12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

## 13. 新株予約権の割当日

2016年5月10日

以上

別紙2-③-2

### イオン北海道株式会社第15回新株予約権の内容

#### 1. 新株予約権の名称

イオン北海道株式会社第15回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、480株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

#### 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

#### 4. 新株予約権を行使できる期間

2020年3月1日から2031年6月9日までとする。

#### 5. その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使できるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限りなお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ北海道株式会社（以下、「MV社」という。）との間で2019年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者について

は、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

(ウ) 合併契約締結後、基準日までMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

#### 6. 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア) 法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ) 禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ) 当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ) 8.に定める権利承継者が死亡した場合

(オ) 新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

#### 7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

#### 8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

#### 9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

#### 10. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

#### 11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

別紙2-④-1

### マックスバリュ北海道株式会社第9回新株予約権の内容

#### 1. 新株予約権の名称

マックスバリュ北海道株式会社第9回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）



## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## 3. 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

## 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

## 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1 ÷ 分割（または併合）の比率)

## 6. 新株予約権を行使できる期間

2017年6月10日から2032年6月9日までとする。

## 7. その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役の地位にあることを要する。ただし、取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。
- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

## 8. 新株予約権の消滅事由及び取得事由

- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
  - (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
  - (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
  - (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
  - (エ)10.に定める権利承継者が死亡した場合
  - (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
9. 新株予約権の譲渡禁止  
新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
10. 新株予約権の相続  
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
11. 新株予約権証券の発行  
新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金  
新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
13. 新株予約権の割当日  
2017年5月10日

以上

別紙2-④-2

#### イオン北海道株式会社第16回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称  
イオン北海道株式会社第16回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、480株とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$
  
当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。  
なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。  
$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

#### 4. 新株予約権を行使できる期間

2020年3月1日から2032年6月9日までとする。

#### 5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使できるものとする。

（ア）当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限りなお権利行使することができる。

（イ）当社とマックスバリュ北海道株式会社（以下、「MV社」という。）との間で2019年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

（ウ）合併契約締結後、基準日までにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

#### 6. 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①（ア）から（ウ）までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

（ア）法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

（イ）禁固以上の刑に処せられた場合

（ウ）当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

（エ）8.に定める権利承継者が死亡した場合

（オ）新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

#### 7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

#### 8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

#### 9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

#### 10. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

## 11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

別紙2-⑤-1

### マックスバリュ北海道株式会社第10回新株予約権の内容

#### 1. 新株予約権の名称

マックスバリュ北海道株式会社第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

#### 3. 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

#### 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

#### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1 ÷ 分割（または併合）の比率)

#### 6. 新株予約権を行使できる期間

2018年6月10日から2033年6月9日までとする。

#### 7. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役の地位にあることを要する。ただし、取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

## 8. 新株予約権の消滅事由及び取得事由

- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
  - (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
  - (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
  - (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
  - (エ)10.に定める権利承継者が死亡した場合
  - (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

## 9. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

## 10. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

## 11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

## 12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

## 13. 新株予約権の割当日

2018年5月10日

以上

別紙2-⑤-2

## イオン北海道株式会社第17回新株予約権の内容

### 1. 新株予約権の名称

イオン北海道株式会社第17回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、480株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生

じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

### 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × (1 ÷ 分割（または併合）の比率)

### 4. 新株予約権を行使できる期間

2020年3月1日から2033年6月9日までとする。

### 5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使できるものとする。

(ア)当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限ってなお権利行使することができる。

(イ)当社とマックスパリュウ北海道株式会社（以下、「MV社」という。）との間で2019年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

(ウ)合併契約締結後、基準日までにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

### 6. 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(イ)禁固以上の刑に処せられた場合

(ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合

(エ)8.に定める権利承継者が死亡した場合

(オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき

③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

### 7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

#### 8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

#### 9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

#### 10. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

#### 11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

別紙2-⑥-1

### マックスバリュ北海道株式会社第11回新株予約権の内容

#### 1. 新株予約権の名称

マックスバリュ北海道株式会社第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

#### 3. 新株予約権の発行価額

割当日における会計上の公正な評価額で発行する。

#### 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。

#### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割 (または併合) の比率})$$

#### 6. 新株予約権を行使できる期間

2019年6月10日から2034年6月9日までとする。

#### 7. その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役の地位にあることを要する。ただし、取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。
- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

#### 8. 新株予約権の消滅事由及び取得事由

- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
  - (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
  - (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
  - (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
  - (エ)10.に定める権利承継者が死亡した場合
  - (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

#### 9. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

#### 10. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

#### 11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

#### 12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

#### 13. 新株予約権の割当日

2019年5月10日

以上



## イオン北海道株式会社第18回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

イオン北海道株式会社第18回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は、480株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

## 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$

## 4. 新株予約権を行使できる期間

2020年3月1日から2034年6月9日までとする。

## 5. その他新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使できるものとする。

(ア)当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限りなお権利行使することができる。

(イ)当社とマックスバリュ北海道株式会社（以下、「MV社」という。）との間で2019年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

(ウ)合併契約締結後、基準日までにMV社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

## 6. 新株予約権の消滅事由及び取得事由

①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

- ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
- (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
  - (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
  - (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合
  - (エ)8.に定める権利承継者が死亡した場合
  - (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
- ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。
7. 新株予約権の譲渡禁止  
新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
8. 新株予約権の相続  
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
9. 新株予約権証券の発行  
新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
10. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金  
新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
11. その他  
新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

## 第2号議案 定款の一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社とマックスバリュ北海道株式会社（以下「MV北海道」といいます）は、2020年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、MV北海道を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行い、MV北海道が営む事業に関して有する一切の権利義務を承継し、当社の事業領域を拡大させることを予定しております。

本合併に際して、当社は、MV北海道の株主に対して、当社の普通株式を割当て交付することとなります。

これにともない現行定款第2章第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の132,000,000株から165,000,000株に変更するものであります。なお、かかる定款の一部変更の効力は、本定時株主総会において、第1号議案が原案通り承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、その効力発生日に生ずることといたしたいと存じます。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 第6条 （発行可能株式総数）当社の発行可能株式総数は、 <u>132,000,000株</u> とする。	第2章 株式 第6条 （発行可能株式総数）当社の発行可能株式総数は、 <u>165,000,000株</u> とする。

第3号議案

取締役 7名選任の件

本總會終結の時をもちまして現在の取締役7名全員は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、取締役相談役星野三郎氏は2018年12月29日に逝去し、同日をもって取締役を退任しております。  
取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当等	属性	取締役会 出席回数
1	青柳 英樹	代表取締役社長	再任	12回 / 12回
2	笠島 和滋	取締役 常務執行役員商品本部長 兼コーディネーター部長	再任	12回 / 12回
3	関矢 充	取締役 執行役員営業本部長	再任	12回 / 12回
4	岡崎 双一	取締役	再任	11回 / 12回
5	中田 美知子	取締役	再任 (社外) 独立	12回 / 12回
6	廣部 眞行	取締役	再任 (社外) 独立	12回 / 12回
7	出戸 信成		新任	-

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所等の定めに基づく独立役員

# 1 あおやぎ ひで き 青柳 英樹

再任

生年月日	1961年3月16日	所有する当社の普通株式数	7,500株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1983年4月 信州ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社          2005年3月 同社佐野新都市店長          2007年4月 同社マックスバリュ事業本部東北事業部長          2008年9月 イオンリテール株式会社東北カンパニー人事教育部長          2010年9月 同社東北カンパニー人事教育部長兼総務部長          2011年3月 同社ストアオペレーション部長          2013年3月 同社執行役員北陸信越カンパニー支社長          2014年3月 同社執行役員店舗構造改革チームリーダー          2015年4月 同社デジタル推進リーダー          2017年3月 当社執行役員営業本部副本部長          2017年5月 当社取締役兼執行役員営業本部長          2018年10月 当社代表取締役社長（現任）</p>		
取締役候補者とした理由	<p>青柳英樹氏は、代表取締役社長として、経営の監督を適切に行っております。取締役会においては、経営上重要な案件について十分な説明を行い、取締役会の意思決定の機能を高めております。また、企業理念の実践を通じて、持続的な企業価値の向上を図っております。          当社のビジョン実現の牽引者として適切な人材であり、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		
特別の利害関係	<p>青柳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

1参考

## 2 2 かさしま かずし 笠島 和滋

再任

生年月日	1961年2月8日	所有する当社の普通株式数	15,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1984年3月 北陸ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2004年6月 同社日永店長 2010年5月 イオンリテール株式会社名岐事業部長 2012年3月 同社執行役員東近畿カンパニー支社長 2013年3月 同社執行役員南関東カンパニー支社長 2014年3月 同社執行役員営業企画本部長 2015年2月 当社商品本部副本部長 2015年3月 当社執行役員商品本部副本部長兼コーディネーター部長 2016年3月 当社執行役員商品本部長兼コーディネーター部長 2016年5月 当社取締役 2018年10月 当社取締役兼常務執行役員商品本部長兼コーディネーター部長（現任）		
取締役候補者とした理由	笠島和滋氏は、イオングループ企業の店長や事業部長、カンパニー支社長を歴任し、GMS事業に関する幅広い知識と見識を有しております。その豊富な経験を活かし、商品本部長として商品政策を推進しながら当社の事業改革に取り組んでおり、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	笠島氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

## 3 3 せきや みつる 関矢 充

再任

生年月日	1974年7月14日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1997年4月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2008年3月 当社札幌藻岩店長 2010年3月 当社札幌元町店長 2012年3月 当社札幌平岡店長 2014年3月 当社オムニチャネル事業部長 2015年11月 当社道央第2事業部長 2016年3月 当社執行役員 2018年5月 当社執行役員営業本部副本部長 2018年5月 当社取締役兼執行役員営業副本部長 2018年10月 当社取締役兼執行役員営業本部長（現任）		
取締役候補者とした理由	関矢充氏は、主に営業関連業務に携わり、オムニチャネル事業の推進などに貢献してまいりました。その豊富な経験を活かし、営業本部長として積極的に事業改革に取り組んでおり、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	関矢氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

# 4 おかざき そうち 岡崎 双一

再任

生年月日	1958年10月10日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1981年3月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社</p> <p>1995年7月 GUANGDONG JUSCO TEEM STORES CO.,LTD（現GUANGDONG AEON TEEM CO.,LTD）取締役</p> <p>2001年6月 JAYA JUSCO STORES SDN .BHD.（現AEON CO. (M) BHD.）取締役社長</p> <p>2005年5月 イオン株式会社執行役</p> <p>2005年11月 イオンスーパーセンター株式会社代表取締役社長</p> <p>2009年4月 イオンリテール株式会社取締役</p> <p>2011年5月 イオンモール株式会社代表取締役社長</p> <p>2012年3月 イオン株式会社執行役</p> <p>2012年3月 同社ディベロッパー事業最高経営責任者</p> <p>2013年3月 同社専務執行役</p> <p>2014年3月 同社GMS事業最高経営責任者兼ディベロッパー事業最高経営責任者兼アジアシフト推進責任者</p> <p>2015年2月 同社執行役</p> <p>2015年2月 イオンリテール株式会社代表取締役社長</p> <p>2016年3月 イオン株式会社GMS事業担当</p> <p>2018年5月 当社取締役（現任）</p> <p>2019年3月 イオンリテール株式会社取締役会長（現任）</p> <p>2019年3月 イオン株式会社代表執行役副社長GMS事業担当兼国際事業担当（現任）</p>		
取締役候補者とした理由	<p>岡崎双一氏は、当社グループ会社の代表執行役副社長を務めるなど、その経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、更なる企業価値の向上に向け、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		
特別の利害関係	<p>岡崎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

参考

# 5 なかた みちこ 中田 美知子

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

社外取締役就任年数 3年

生年月日	1950年2月13日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1972年4月 北海道放送株式会社入社 1974年6月 フリーアナウンサーとして活動 1988年4月 株式会社エフエム北海道入社 2007年6月 同社取締役放送本部長 2011年6月 同社常務取締役 2015年5月 学校法人浅井学園（現学校法人北翔大学）理事（現任） 2015年8月 札幌大学客員教授（現任） 2015年8月 株式会社北海道二十一世紀総合研究所顧問（現任） 2016年3月 中道リース株式会社社外取締役（現任） 2016年5月 当社社外取締役（現任） 2018年1月 株式会社土屋ホールディングス社外取締役（現任）		
社外取締役候補者とした理由	中田美知子氏は、長年にわたり北海道の放送業界に関わり、その多様な経験と専門的知識を活かし、地域密着を推進する当社の企業価値向上及び女性の活躍推進などに向けた、建設的な議論に大いに貢献していただいております。		
特別の利害関係	中田氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

# 6 ひろべ まさゆき 廣部 眞行

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

社外取締役就任年数 3年

生年月日	1956年3月3日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1982年4月 東京地方検察庁検事 1983年4月 函館地方検察庁検事 1985年4月 甲府地方検察庁検事 1987年4月 東京地方検察庁検事 1989年4月 札幌地方検察庁検事 1992年4月 千葉地方検察庁検事 1993年4月 弁護士登録 馬場正昭法律事務所弁護士 1994年4月 廣部眞行法律事務所弁護士 2005年9月 廣部・八木法律事務所弁護士（現任） 2016年5月 当社社外取締役（現任）		
社外取締役候補者とした理由	廣部眞行氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、当社の取締役会において、経営の健全性の確保及びガバナンスの強化に向けた議論に大いに貢献していただいております。		
特別の利害関係	廣部氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		



# 7 出戸 信成

新任

生年月日	1965年11月1日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1994年4月 マックスバリュ北海道株式会社入社 1999年6月 同社取締役総合企画室長兼監査室長 2000年10月 同社取締役営業企画部長 2002年2月 同社常務取締役営業本部副本部長兼商品部長 2003年4月 同社常務取締役管理本部長 2008年4月 同社常務取締役経営管理・人事・総務担当兼人事本部長 2012年2月 同社取締役開発本部長 2012年11月 同社代表取締役社長兼開発本部長 2013年5月 同社代表取締役社長 2013年11月 株式会社いちまる取締役 2014年4月 マックスバリュ北海道株式会社代表取締役社長兼営業統括本部長 2015年3月 同社代表取締役社長兼SM統括本部長 2016年3月 同社代表取締役社長(現任)		
取締役候補者とした理由	出戸信成氏はマックスバリュ北海道株式会社の代表取締役社長として企業経営に従事し、その豊富な経験と知見を活かした成長戦略を推進するとともに、重要課題の意思決定を適時、適切に行なっており今後予定しているマックスバリュ北海道株式会社との経営統合を見据え、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	出戸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 社外取締役就任年数は、本総会終結時の年数になります。
2. 岡崎双一氏は、略歴のとおり、当社親会社であるイオン株式会社の業務執行者であります。また、当社の特定関係事業者であるイオンリテール株式会社の業務執行者であり、過去5年においても同社の業務執行者でありました。
3. 出戸信成氏は、略歴のとおり、当社の特定関係事業者であるマックスバリュ北海道株式会社の業務執行者であり、過去5年においても同社の業務執行者でありました。
4. 当社は、中田美知子氏及び廣部眞行氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏が選任された場合は継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度としております。
5. 中田美知子氏及び廣部眞行氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。なお、本議案が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案

監査役3名選任の件

本総会終結の時をもちまして監査役福元英介氏、吉岡征雄氏、福岡真人氏の3名は任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次の通りであり、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、候補者のうち福岡真人氏は、本議案が原案通り承認可決され、監査役に就任した場合、第1号議案に係る本合併の効力発生日の前日（2020年2月29日）をもって辞任する予定です。

1 福元 英介

ふくもと えいすけ

再任

監査役就任年数4年

生年月日	1954年9月17日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1977年4月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 1998年3月 同社MV経営管理部長 2000年10月 マックスパリュ北海道株式会社取締役営業統括部長兼営業企画部長 2002年4月 同社取締役営業本部長 2003年6月 同社常務取締役営業本部長 2005年3月 同社常務取締役営業商品担当 2005年6月 イオンスーパーセンター株式会社管理統括部長 2006年9月 イオン株式会社保険事業統括PTリーダー 2008年2月 イオン保険サービス株式会社常務取締役管理本部長 2009年5月 チェルト株式会社取締役営業本部長 2010年5月 イオン株式会社SM事業戦略チーム 2011年5月 マックスパリュ南東北株式会社取締役管理本部長 2015年5月 当社常勤監査役（現任）		
監査役候補者とした理由	福元英介氏は、イオングループ企業の多様な業務経験を持ち、その幅広い見識と専門的な知識をもとに、当社の経営全般に対する監督と有効な助言等をいただいております。引き続き監査役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	福元氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

## よしおか まさお 2 吉岡 征雄

再任

社外監査役候補者

独立役員候補者

社外監査役就任年数 8 年

生年月日	1944年3月4日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1967年4月 東京地方検察庁検事 1991年4月 横浜地方検察庁総務部長 1993年4月 東京高等検察庁検事 1993年12月 広島地方検察庁次席検事 1997年4月 旭川地方検察庁検事正 1998年6月 最高検察庁検事 1999年9月 宇都宮地方検察庁検事正 2000年9月 広島地方検察庁検事正 2001年8月 彩北法律事務所弁護士（現任） 2011年4月 マックスパリュ北海道株式会社監査役（現任） 2011年5月 当社社外監査役（現任）		
社外監査役候補者とした理由	吉岡征雄氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、検事・弁護士としての豊富な経験から、法律・コンプライアンス分野に精通されており、その視点に基づき経営の監査とチェック機能を十分に果たしていただいております。		
特別の利害関係	吉岡氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

## ふくおか まひと 3 福岡 真人

再任

社外監査役候補者

社外監査役就任年数 4 年

生年月日	1954年12月5日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1978年3月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 1994年9月 同社経営管理部マネージャー 1997年3月 同社グループ経営計画部マネージャー 2002年2月 同社コントロール部次長 2006年4月 同社MV経営企画部マネージャー 2008年4月 株式会社光洋取締役経営管理本部長 2015年5月 マックスパリュ北海道株式会社監査役（現任） 2015年5月 当社社外監査役（現任）		
社外監査役候補者とした理由	福岡真人氏は、イオン株式会社やグループ会社の経営管理部門を歴任され、企業法務に精通し、当社事業分野における専門的な知識を有しており、その見識・経験等を当社の監査体制に十分な役割を果たしていただいております。		
特別の利害関係	福岡氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 福岡真人氏は、略歴のとおり当社の特定関係事業者であるマックスパリュ北海道株式会社の社外監査役であります。
2. 吉岡征雄氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、選任された場合は継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度としております。
3. 吉岡征雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。なお、本議案が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第5号議案

## 吸収合併に伴う監査役1名選任の件

本合併に伴い、新たに就任することとなる監査役の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者水野克也氏は、監査役福岡真人氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、福岡真人氏の任期が満了する、第45期定時株主総会終結の時までとなります。

また、選任の効力は、第1号議案が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、その効力発生日（2020年3月1日）に生ずることといたします。

監査役候補者は、次の通りであり、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

みずの かつや  
水野 克也

新任

社外監査役候補者

生年月日	1972年7月25日	所有する当社の普通株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1995年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 1998年4月 公認会計士登録（現在に至る） 2003年1月 公認会計士・税理士川崎毅一郎事務所入所 2003年7月 川崎・水野公認会計士共同事務所 （現 公認会計士水野克也事務所）開設（現任） 2003年7月 税理士法人札幌中央会計設立 代表社員（現任） 2016年5月 マックスバリュ北海道株式会社社外取締役（現任）		
社外監査役候補者とした理由	水野克也氏は、公認会計士として専門的な知識と経験を有しております。その豊富な専門知識と経験をもとに、当社の経営全般に関する監督と有効な助言をいただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	水野氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 水野克也氏は、略歴のとおり、当社の特定関係事業者であるマックスバリュ北海道株式会社の社外取締役であります。
2. 当社は、水野克也氏が選任された場合、当社と同氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うに善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を減としております。
3. 水野克也氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

## 独立社外役員の独立性に関する基準

イオン北海道株式会社

### 1. 本人が、現在または過去3年間に於いて以下に挙げる者に該当しないこと

- ① 当社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人（以下、業務執行者（注1）という。）であり、または過去において業務執行者であった者
- ② 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役であり、または過去において業務執行者であった者
- ③ 当社の親会社の監査役であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- ④ 当社の兄弟会社の業務執行者であり、または過去において業務執行者であった者
- ⑤ 当社の主要株主（注2）またはその業務執行者もしくは当社が主要株主である会社の業務執行者であった者
- ⑥ 当社の主要な借入先（注3）の業務執行者であった者
- ⑦ 当社の主要な取引先（注4）の業務執行者であり、過去において業務執行者であった者
- ⑧ 当社の会計監査人の代表社員、社員、パートナー、または従業員であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- ⑨ 当社から役員報酬以外に多額の金銭（注5）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑩ 当社から多額の寄付等（注6）を受ける組織の業務執行者（当該寄付等を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑪ 上記①～⑩に該当する者の配偶者、2親等以内の親族、同居の親族または生計を一にする者
- ⑫ その他、独立社外役員として当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する者を社外取締役候補者とすることができる。

(注)

- 1：「業務執行者」とは、執行役もしくは業務執行取締役または執行役員もしくは部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。
- 2：「当社の主要株主」とは、総議決権数の10%以上を保有する者をいう。
- 3：「当社の主要な借入先」とは、当社の総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。
- 4：「当社の主要な取引先」とは、当社との取引の支払額または受取額が、当社または取引先の連結売上高の2%を占めている企業をいう。
- 5：「多額の金銭」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額をいう。
- 6：「多額の寄付等」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で1,000万円または当該団体の総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付等をいう。

2016年4月13日 制定

以上

(添付書類)

# 事業報告 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)

## 1 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### 事業の経過及び成果

当事業年度における北海道をとりまく状況は、8月の記録的な低温、降雪の遅れなど天候不順の影響に加え、北海道胆振東部地震やそれに伴う北海道全域の停電による物流網の混乱、食料品不足など未曾有の状況から消費マインドが減退し、その後も低迷がつづくなど大変厳しい状況となりました。当社におきましては、震災により衣料品を中心として一部の店舗、売場で縮小営業になるなどの影響を受けました。

当事業年度における経営成績は、年間の売上高の確保を見据えて第1四半期会計期間におこなった改装やデジタル化など将来に向けた計画投資により売上高は増加傾向にありましたが、9月初めの震災発生からトレンドが変わり、特に9月度の衣料品部門が売上高前年同期比87.3%にまで落ち込むなど苦戦を強いられました。しかしながら、食品部門の8期連続増収、小型スーパーまいばすけっと事業やインターネット販売事業の売上高の堅調な推移、第4四半期会計期間での衣料品部門の売上高の好転もあり、結果、売上高は1,857億96百万円（前期比99.5%）とほぼ前年売上高となるまでに回復いたしました。

利益面では、荒利益率が4期連続改善したことにより、売上総利益は515億46百万円（同100.2%）と増益となりました。一方、人件費や光熱費などコストの高騰、計画投資による設備費の増加等により販売費及び一般管理費は前期比100.5%となり、営業利益は82億25百万円（同95.7%）、経常利益は81億44百万円（同94.7%）となりました。さらに、震災の発生に関連して特別損失15億58百万円、特別利益（受取保険金）10億74百万円、その他、減損損失14億7百万円、前期の法人税等が約17億円減少した反動等もあり、結果、当期純利益は39億79百万円（同61.4%）と計画を下回る結果となりました。

当社は、中期3か年経営計画の2年目として、以下の取り組みをおこないました。

販売に関する取り組みとしましては、道内におけるスマートフォンの所持率上昇を受け、スマートフォンでのインターネット販売やお得な店舗情報を発信する「イオンお買物アプリ」を開始いたしました。くわえて、インターネットで注文した商品をイオンやまいばすけっと53店舗で受け取りできるサービスを開始し、インターネットからリアル店舗へつなげる体制を整えてきました。この取り組みが新規顧客の開拓にもつながり、結果、インターネット販売事業の売上高は前期比105.5%と伸長し、デジタル時代に対応すべく、オムニチャネル化のスピードアップを図ってまいりました。

大型活性化としましては、道内最大規模のショッピングセンターであるイオンモール札幌発寒において専門店20店舗が新規出店、51店舗が改装をおこない、客数前期比は101.5%と伸長いたしました。また、イオン滝川

店は、生鮮品を中心に売場レイアウトの見直しをおこない、売上高前期比が2桁成長するなど道内の地方中核都市における活性化の推進にはずみをつけました。しかしながら、震災の影響により、改装直後の静内店が1か月半の間休業を余儀なくされ、また、イオン湯川店が改装を延期するなど収益拡大の計画に遅れをとることとなりました。専門店化を推進するフラワー&ガーデンでは、こだわりの商品や新たな展開により「イオンの花売場」としての存在価値を高め、売上高前期比103.0%と伸長いたしました。また、店舗内の販売にとどまらず、店舗外販売やレッスンイベントをおこなうなど商品価値を通して地域の皆さまとつながるGMSとしての新しい価値を創造し、道内においてもシェアNo.1の地位を確立しております。

商品に関する取り組みとしましては、好調な「ヘルス&ウエルネス」をテーマにした商品を引き続き強化し、衣食住をトータル的にプロデュースすることで新しいライフスタイルを提案してまいりました。特に、通学にも使える子ども用アスレジャー、有機栽培の野菜や果実、人気のマットレス、スポーツサイクルなどが受け入れられ、対象商品での売上高前期比は106.4%と伸長いたしました。

また、毎月「旬」の道産商品を選びすぐり提供しているイオン道産デーでは、北海道命名150年をテーマにした記念商品を販売したほか、四半期に1回「大道産デー」を開催したことなどがお客さまからの評価につながり、売上高前期比104.6%と前年実績を上回り、食品部門の売上に貢献いたしました。

まいばすけっと事業に関する取り組みとしましては、商圈ごとに店舗形態や品ぞろえ、商品の量目やアイテム数などをきめ細かく分析するなどの改善をした結果、既存店売上高は7期連続で伸長し、前期比108.4%となりました。

省力化・省人化に関する取り組みとしましては、ストアデジタル化による生産性向上の一環として、GMS全40店舗に操作が簡単で覚えやすい新レジを導入したほか、GMS9店舗にはお客さまの待ち時間短縮にもつながるセルフレジを新たに導入いたしました。教育コストやオペレーションコストが削減され、総労働時間が約1%削減されました。また、全店にスマートフォンを導入し、社内情報の迅速な共有や作業手順の動画確認など業務効率化を図り、危機管理対策としてインストールしていた災害用トランシーバーアプリは、北海道胆振東部地震の電話回線不通時に役立つなど、大きな効果を発揮いたしました。

コーポレートガバナンスに関する取り組みとしましては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、「改訂コーポレートガバナンスコード」のすべてに対応し、「独立役員会議」を任意の指名・報酬諮問委員会として位置付けて運営を開始し、方針について開示するなどさらなるコーポレートガバナンス体制の強化を図りました。

地域活性化に関する取り組みとしましては、「地域エコシステム」の一環として、WAONの地域通貨としての地位を高めてまいりました。交通系ICカード以外の電子マネーでは唯一、全国で初めて多区間運賃路線のWAON決済サービスの実証実験を開始いたしました。また、釧路市とは「地域連携協定」を締結し、ご利用金額の一部を寄付するご当地WAON「くしろWAON」を発行するなど、地域の一層の活性化を図るとともに地域の皆さまの利便性の向上に努めてまいりました。

その他、震災の発生直後には、イオングループ企業の協力のもと、どこよりも多くの食品等の緊急調達、防災協定に基づいた市町村等へ寝具等の物資支援、緊急支援募金などをおこないました。これからも、地域の企業として北海道に貢献できるよう、さまざまなステークホルダーとつながることで「北海道でNo.1の信頼される企業」を実現できるよう事業活動に取り組んでまいります

	第40期 (2017年度)	第41期 (2018年度)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	186,696	185,796	0.5%減
営業利益	8,596	8,225	4.3%減
経常利益	8,597	8,144	5.3%減
当期純利益	6,483	3,979	38.6%減

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額 110億93百万円のうち主たるものは、次のとおりであります。

- ・ 上磯店信託受益権取得 41億71百万円
- ・ 札幌元町店土地取得 38億97百万円

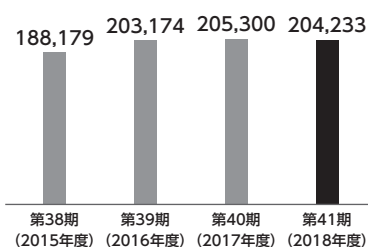
## (3) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、経常的な資金調達のみであり、特に記載すべき事項はございません。

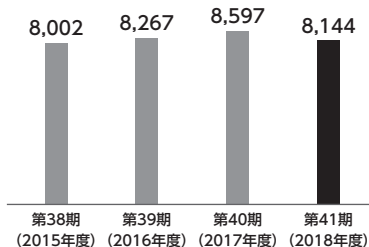


## (4) 財産及び損益の状況

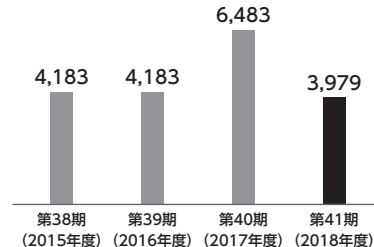
営業収益 (単位：百万円)



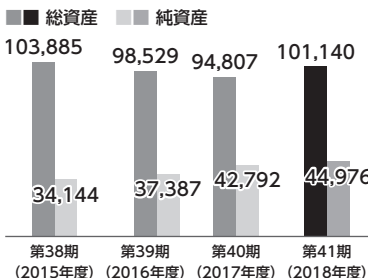
経常利益 (単位：百万円)



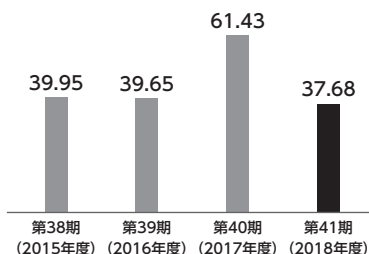
当期純利益 (単位：百万円)



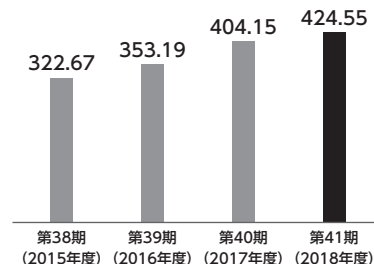
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



	第38期 (2015年度)	第39期 (2016年度)	第40期 (2017年度)	第41期 (当事業年度) (2018年度)
営業収益	(百万円) 188,179	203,174	205,300	204,233
経常利益	(百万円) 8,002	8,267	8,597	8,144
当期純利益	(百万円) 4,183	4,183	6,483	3,979
1株当たり当期純利益	(円) 39.95	39.65	61.43	37.68
総資産	(百万円) 103,885	98,529	94,807	101,140
純資産	(百万円) 34,144	37,387	42,792	44,976
1株当たり純資産	(円) 322.67	353.19	404.15	424.55

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。  
 3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数（自己株式を除く）に基づき算出しております。  
 4. 第39期の営業収益の増加は、主に2015年9月1日に承継した株式会社ダイエーの北海道総合小売事業が通期実績となったことによります。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は、イオン株式会社であり、同社は、当社の議決権比率81.3%（うち間接保有0.4%）を保有しております。

### ② 子会社の状況

該当事項はございません。

## (6) 対処すべき課題

当社は、中長期的な経営戦略を推進するために、特に当社が取り組むべき以下の「4つのNo.1の実現」について具体的施策を実施してまいります。

### ① 顧客ロイヤリティ北海道No.1企業の実現

当社に対するお客さまが期待する価値を実現するべく、地域に合わせた店舗網を構築し、売上シェアとともに、マインドシェアでも北海道No.1を実現してまいります。札幌都市圏においては、地下鉄やJR駅に隣接したターミナル型店舗、郊外型の大型ショッピングセンター、小型スーパーマーケット「まいばすけっと」、全道をくまなく網羅するネットスーパーに加え、グループ会社のマックスバリュ北海道株式会社の食品スーパーによるマルチフォーマット化をすすめてまいります。また、全道各店舗においても地域密着の店づくりをさらにすすめ、店舗活性化とMD改革にスピードを持って取り組み、これまで以上のお買い物の楽しさ、便利さを提供し、各エリアでのシェアNo.1を目指してまいります。併せて、変化する時代に対応する新しい店舗フォーマットの開発もすすめてまいります。また、全世代に広がる「暮らしのヘルス&ウェルネス志向」に対応する先進企業をめざし、商品やサービスの拡充を図ってまいります。

### ② 収益性と安定性で北海道No.1企業の実現

持続的な成長と、継続的な価値向上で、ROE10%以上を確保してまいります。事業構造・収益構造改革をすすめ、安定的に利益を創出する経営基盤を確立するとともに、CF経営に努め、投資コントロールによる収益性と財務の健全性の両立を実現してまいります。事業構造改革として、まいばすけっと事業・ネットスーパー事業の利益改善、収益構造改革では販促経費の効率アップに取り組み、また、豊富な営業CFを活用し、店舗活性化投資、不動産の買い取り、将来に向けた省エネ投資など、営業CF内での積極的な設備投資を行ってまいります。

### ③ 地域活性化企業北海道No.1の実現

さらなる地域連携で地域にとってのNo.1企業を目指してまいります。自治体・企業との信頼関係を強化し、連携して地域貢献活動に取り組んでまいります。ご当地WAONは、お客さま参加の地域貢献ツールとして、その機能の拡大や加盟店拡大によるお客さまの利便性向上を図るとともに、地域共通ポイントを付与することで、地域商店街との相互送客や、地域行政との連携強化を図ってまいります。地域活性化活動としては、イオン道産デーやインバウンド対応を通じて、地産地消から地産外消まで、広く北海道ブランドの活性化を図ってまいります。

### ④ 働き続けたい企業北海道No.1の実現

人を育て人を活かす人事戦略をすすめ、北海道の企業でNo.1の人事品質を確保してまいります。採用では、エントリーツールのWEB化をすすめ、応募者の利便性と閲覧性を高め、教育・配置では教育主任の全店配置、主任担当者への教育と専門店化教育を強化いたします。また、安全・安心な店舗運営を推進するため、労働災害削減に向けてリスクアセスメントの強化・店舗巡回及び店舗好事例の水平展開等を実施し、働き続けたい環境を整備するとともに、将来の労働力不足への対応をすすめてまいります。

### 2019年度で注力する取り組み

2019年度においては、2020年3月のマックスバリュ北海道株式会社との経営統合に向け、統合のシナジーを極大化すべく、商品開発や産地開発など、「食」の強化を中心に先行して協業をすすめてまいります。また、2018年度に導入したお買物アプリの会員拡大、ネットスーパーやeショップの品揃え及び機能の強化などのデジタル施策をさらに強化し、お客さまの利便性や集客力の向上に努めてまいります。

## (7) 主要な事業内容 (2019年2月28日現在)

- ① 肌着・婦人衣料・子供衣料・紳士衣料・服飾雑貨等の衣料品全般、生鮮食品・加工食品等の食料品、家庭用品・日用雑貨、玩具、靴、家具製品、装飾品雑貨等の販売
- ② テナントの管理・運営

(8) 主要な営業所 (2019年2月28日現在)

① 本店 札幌市白石区本通21丁目南1番10号

② イオン、S u C (北海道内40店舗)

所在地	店舗名	所在地	店舗名
札幌市 (13店舗)	イオンモール札幌苗穂	小樽市	イオン小樽店
	イオンモール札幌発寒	北見市	イオン北見店
	イオンモール札幌平岡	紋別市	イオン紋別店
	イオン札幌桑園S C	伊達市	イオン伊達店
	イオン札幌元町S C	根室市	イオン根室店
	イオン札幌西岡S C	室蘭市	イオン室蘭店
	イオン札幌藻岩店	登別市	イオン登別店
	イオン札幌琴似店	岩見沢市	イオン岩見沢店
	イオン新さっぽろ店	釧路市	イオンモール釧路昭和
	イオン札幌麻生店	苫小牧市	イオンモール苫小牧
	イオン東札幌店	三笠市	S u C三笠店
	イオン札幌栄町店		
	S u C手稲山口店		
旭川市 (4店舗)	イオンモール旭川西	名寄市	イオン名寄S C
	イオン旭川春光店	滝川市	イオン滝川店
	イオン旭川永山店	函館市	イオン湯川店
	イオン旭川駅前店	北斗市	イオン上磯店
石狩市	S u C石狩緑苑台店	厚岸町	イオン厚岸店
江別市	イオン江別店	新ひだか町	イオン静内店
千歳市	イオン千歳店	余市町	イオン余市店
帯広市	イオン帯広店	釧路町	イオン釧路店

## ③ 小型店（北海道内 まいばすけっと36店舗、イオンバイク1店舗）

札幌市 (37店舗)	MY B南1条西10丁目店	MY B南4条東4丁目店	MY B南5条西10丁目店
	MY B南8条西4丁目店	MY B北1条東1丁目店	MY B北5条西22丁目店
	MY B北2条東7丁目店	MY B北5条西10丁目店	MY B北19条西4丁目店
	MY B北11条東8丁目店	MY B北14条東15丁目店	MY B北23条西3丁目店
	MY B北30条西5丁目店	MY B北23条西5丁目店	MY B北25条東16丁目店
	MY B二十四軒3条4丁目店	MY B宮の森2条店	MY B二十四軒1条5丁目店
	MY B旭町3丁目店	MY B新琴似6条1丁目店	MY B南郷通7丁目北店
	MY B月寒中央通4丁目店	MY B八軒1条西1丁目店	MY B厚別中央2条4丁目店
	MY B南7条西15丁目店	MY B北23条東1丁目店	MY B月寒東5条16丁目店
	MY B北7条西17丁目店	MY B南9条西17丁目店	MY B北6条東5丁目店
	MY B北11条西4丁目店	MY B北18条東1丁目店	MY B南2条西8丁目店
	MY B北9条東2丁目店	MY B南郷13丁目駅前店	MY B北2条西14丁目店
	A B札幌平岡店		

- (注) 1. SC：ショッピングセンター、SuC：イオンスーパーセンター、MY B：まいばすけっと、A B：イオンバイク  
 2. まいばすけっとは、小型スーパーであります。  
 当事業年度は、3店舗をオープンいたしました。  
 3. イオンバイクは、サイクル専門店であります。  
 4. 事業年度終了後に、以下の店舗をオープン予定です。  
 2019年5月17日 MY B南6条西7丁目店

## (9) 使用人の状況 (2019年2月28日現在)

使用人数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
1,382	44	43.8	14.8

- (注) 1. 使用人数には、当社への出向社員37名を含んでおりますが、他社への出向社員16名を含んでおりません。  
 2. 使用人数には、最近1年間の平均臨時従業員数 6,470名（パートタイマーは、1人当たり1ヶ月160時間換算）を含んでおりません。

## (10) 主要な借入先の状況 (2019年2月28日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社北洋銀行	3,210
三井住友信託銀行株式会社	2,550
株式会社みずほ銀行	1,935
北海道信用農業協同組合連合会	1,920

## 2 株式に関する事項 (2019年2月28日現在)

### ・株式の状況

#### ① 発行可能株式総数

普通株式 132,000,000株

#### ② 発行済株式の総数

普通株式 106,211,086株 (自己株式 558,128株を含む)

#### ③ 単元株式数

100株

#### ④ 株主数

普通株式 51,790名

#### ⑤ 上位10名の株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
イオン株式会社	85,463,070	80.9
加藤産業株式会社	1,200,000	1.1
イオン北海道従業員持株会	947,325	0.9
株式会社北洋銀行	559,400	0.5
総合商研株式会社	421,800	0.4
イオンリテール株式会社	404,720	0.4
北海道コカ・コーラボトリング株式会社	380,000	0.4
東洋水産株式会社	319,500	0.3
モリリン株式会社	300,000	0.3
株式会社北海道銀行	280,000	0.3

(注) 持株比率の算定は、自己株式 558,128株を除外して計算しております。

### 3 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2019年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	青柳英樹	
取締役	竹垣吉彦	常務執行役員管理本部長兼ダイバーシティ推進責任者
取締役	笠島和滋	常務執行役員商品本部長兼コーディネーター部長
取締役	関矢充	執行役員営業本部長
取締役	岡崎双一	イオン株式会社執行役GMS事業担当 イオンリテール株式会社代表取締役社長
取締役	中田美知子	学校法人北翔大学理事 札幌大学客員教授 株式会社北海道二十一世紀総合研究所顧問 中道リース株式会社社外取締役 株式会社土屋ホールディングス社外取締役
取締役	廣部眞行	廣部・八木法律事務所弁護士
常勤監査役	福元英介	
監査役	吉岡征雄	彩北法律事務所代表 マックスバリュ北海道株式会社社外監査役
監査役	福岡眞人	マックスバリュ北海道株式会社常勤監査役
監査役	西松正人	イオンリテール株式会社代表取締役執行役員副社長管理担当

- (注) 1. 代表取締役社長青柳英樹氏は、2018年10月1日付にて、代表取締役社長に就任いたしました。
2. 中田美知子氏及び廣部眞行氏は、社外取締役であります。
3. 吉岡征雄氏及び福岡眞人氏は、社外監査役であります。
4. 監査役西松正人氏は、ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）経理部長、イオン株式会社グループ経営管理責任者等を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役岡崎双一氏は、2019年3月1日付にて、イオン株式会社代表取締役副社長GMS事業担当兼国際事業担当及びイオンリテール株式会社取締役会長に異動をしております。
6. 取締役相談役星野三郎氏は、2018年10月1日をもって代表取締役社長を辞任し、2018年12月29日に逝去により退任いたしました。
7. 監査役石塚幸男氏は、2018年5月22日をもって監査役を辞任いたしました。
8. 当社は、取締役中田美知子氏及び廣部眞行氏並びに監査役吉岡征雄氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役中田美知子氏及び廣部眞行氏並びに社外監査役吉岡征雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度としております。

## (3) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役	8	127
(うち社外取締役)	(2)	(7)
監査役	3	19
(うち社外監査役)	(2)	(6)
合計	11	147

- (注) 1. 支給額には、当事業年度中に役員業績報酬引当金として費用処理した36百万円を含んでおります。
2. 取締役の報酬等支給人員には、在任している無報酬の取締役1名が除かれており、当事業年度中に退任した取締役2名が含まれております。
3. 監査役の報酬等支給人員には、在任している無報酬の監査役1名と当事業年度中に辞任により退任した無報酬の監査役1名が除かれております。
4. 取締役の報酬限度額は、2007年5月30日開催の第29回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2001年5月24日開催の第23回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
6. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。
7. 社外役員が、当社の親会社または当該親会社の子会社（当社を除く）から受けている役員報酬等の総額は14百万円であります。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先は、前頁に記載のとおりです。
- ・中田美知子氏の兼職先との間に、特別な関係はありません。
- ・廣部眞行氏の兼職先との間に、特別な関係はありません。
- ・吉岡征雄氏及び福岡眞人氏が兼職するマックスバリュ北海道株式会社は、イオン株式会社の子会社であり、建物の賃貸借等の取引があります。



## ② 当事業年度における主な活動状況

### ・社外役員の当事業年度における主な活動状況及び取締役会、監査役会における発言状況

氏名	会社役員の地位	主な活動内容
中 田 美知子	取締役	当期開催の取締役会12回のすべてに出席し、豊富なキャリアと専門的知識等に基づき、経営の透明性と客観性向上及び、効率的な経営の推進等について、積極的に発言を行っております。
廣 部 眞 行	取締役	当期開催の取締役会12回のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と、高い法令遵守の精神に基づき、議案審議等に適切かつ必要な助言、提言を行っております。
吉 岡 征 雄	監査役	当期開催の取締役会及び監査役会12回のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験から法律・コンプライアンスの視点に基づき、議案審議等に適切かつ必要な助言、提言を行っております。
福 岡 眞 人	監査役	当期開催の取締役会12回のうち10回に出席、また監査役会12回のすべてに出席し、専門的立場から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性の確保並びに監査機能の充実のため助言、提言を行っております。

## 4 会計監査人の状況

- |                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 名称                      | 有限責任監査法人トーマツ |
| (2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額  | 38百万円        |
| (3) 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 38百万円        |

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(2)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (4) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画にかかる監査時間・要員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき、また、監査役会で実施する会計監査人の評価が著しく相当性を欠き、適正に職務を遂行することが困難と認められるときは、会社法に基づき会計監査人を解任または不再任とする方針であります。

## 5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業基盤強化のための内部留保にも留意しながら、1株当たりの株式価値を高め、株主の皆さまへの継続的な安定した利益還元を経営の重要な基本方針としております。

内部留保につきましては、将来の事業発展に必要な成長投資として活用し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて、株主の皆さまのご期待にお応えしてまいります。

当事業年度におきましては、2019年4月10日開催の取締役会決議により、1株当たり12円の普通配当とさせていただきますことといたしました。

なお、配当金の支払開始日（効力発生日）は2019年5月7日（火曜日）とさせていただきます。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第40期 2018年2月28日現在	第41期 2019年2月28日現在
資産の部		
流動資産	24,579	24,508
現金及び預金	2,707	2,205
受取手形	0	—
売掛金	625	631
商品	14,918	15,084
貯蔵品	176	219
前渡金	40	—
前払費用	556	537
繰延税金資産	501	587
未収入金	5,007	5,195
差入保証金	27	27
その他の流動資産	23	24
貸倒引当金	△6	△5
固定資産	70,228	76,631
有形固定資産	57,488	63,743
建物	29,831	29,918
構築物	1,059	1,015
器具備品	4,135	4,365
土地	22,376	28,353
リース資産	68	38
建設仮勘定	18	52
無形固定資産	1,498	1,588
借地権	1,113	1,174
借家権	101	91
施設利用権	17	9
ソフトウェア	94	152
その他の無形固定資産	172	159
投資その他の資産	11,241	11,299
投資有価証券	397	343
出資金	0	0
長期貸付金	21	8
長期前払費用	16	6
前払年金費用	309	460
繰延税金資産	2,149	2,172
長期債権	581	555
長期差入保証金	9,160	9,125
その他の投資	186	183
貸倒引当金	△1,582	△1,556
資産の部合計	94,807	101,140

科目	(ご参考) 第40期 2018年2月28日現在	第41期 2019年2月28日現在
負債の部		
流動負債	36,204	43,634
支払手形	830	624
電子記録債務	2,253	2,533
買掛金	15,318	15,087
短期借入金	2,380	8,600
長期借入金(1年以内返済予定)	4,112	3,275
リース債務	44	35
未払金	3,058	3,347
未払消費税等	646	539
未払費用	1,483	1,488
未払法人税等	382	2,049
前受金	253	240
預り金	3,369	3,554
賞与引当金	536	553
役員業績報酬引当金	53	36
設備関係支払手形	1,466	1,576
その他の流動負債	14	92
固定負債	15,810	12,528
長期借入金	5,525	2,250
リース債務	65	29
資産除去債務	1,167	1,152
長期預り保証金	9,051	9,096
その他の固定負債	1	0
負債の部合計	52,015	56,163
純資産の部		
株主資本	42,701	44,923
資本金	6,100	6,100
資本剰余金	14,176	14,176
資本準備金	14,176	14,176
利益剰余金	22,785	24,966
その他利益剰余金	22,785	24,966
特別償却積立金	2	—
固定資産圧縮積立金	165	159
繰越利益剰余金	22,617	24,807
自己株式	△361	△319
評価・換算差額等	△30	△68
その他有価証券評価差額金	△30	△68
新株予約権	121	121
純資産の部合計	42,792	44,976
負債・純資産の部合計	94,807	101,140

## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第40期 2017年3月1日から 2018年2月28日まで	第41期 2018年3月1日から 2019年2月28日まで
売上高	186,696	185,796
売上原価	135,259	134,250
売上総利益	51,437	51,546
賃貸料収入	16,409	16,287
その他の営業収入	2,194	2,150
営業総利益	70,041	69,983
販売費及び一般管理費	61,445	61,758
営業利益	8,596	8,225
営業外収益	294	156
受取利息及び配当金	18	11
その他の営業外収益	276	144
営業外費用	293	237
支払利息	219	180
その他の営業外費用	73	56
経常利益	8,597	8,144
特別利益	－	1,074
受取保険金	－	1,074
特別損失	1,275	3,017
災害による損失	－	1,558
減損損失	1,233	1,407
固定資産除却損	1	51
その他の特別損失	40	－
税引前当期純利益	7,322	6,201
法人税、住民税及び事業税	824	2,314
法人税等調整額	13	△92
当期純利益	6,483	3,979

# 監査報告

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年4月10日

イオン北海道株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青柳 淳一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 彰夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオン北海道株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象（当社及びマックスバリュ北海道株式会社の合併契約締結について）に記載されているとおり、会社は2019年4月10日開催の取締役会において、会社を吸収合併存続会社、マックスバリュ北海道株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結することを決議し、同日付で吸収合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会で定めた内部統制システムに係る監査役監査基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2、監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月9日

イオン北海道株式会社 監査役会

常勤監査役 福元英介 ㊞

社外監査役 吉岡征雄 ㊞

社外監査役 福岡真人 ㊞

監査役 西松正人 ㊞

以上

## トピックス

### デジタル・シフトへの取り組み

### 更なるサービスの向上を推進

さらなる顧客密着を確立するため、お得な店舗情報やクーポンなどを発信する「お買物アプリ」を新たに開始しました。また、ネットと店舗双方の強みを活かし、さらなる利便性の向上を図る取り組みとして、ネットスーパーでは、宅配ロッカーの実証実験や、店頭での受取サービスを「イオン」「まいばすけっと」53店舗にてスタートしました。

eショップでは、クリスマスケーキや、恵方巻などの、店頭カタログ商品を、ネットで予約し、店舗で受け取りができるサービスも開始し、これらの業績も好調に推移しています。



### 魅力あるショッピングセンターへの取り組み

### 地域コミュニティの拠点として活性化を実施



2018年度は、「圧倒的な地域一番店」を目指し、滝川店と静内店の食品売場の活性化を実施しました。

生鮮品を中心に価格訴求にこだわったゾーニングの変更や、デリカコーナーを充実させ、地域のお客さまの期待にお応えしました。

また、イオンモール札幌発寒は、“地域のキズナが深まる場・トレンドを創るマチ発寒”をコンセプトに、北海道初となる専門店の導入や、フードコートではキッズスペースを新設するなど、フロアゾーニングを一新しました。

これからも、快適にショッピングを楽しんでいただける環境や商品・サービスを提供し、地域のコミュニティ拠点として魅力あふれる店づくりをすすめてまいります。



## 地域連携の取り組み

## 地域の企業と連携し、より住みやすいまちづくりの実現へ



当社では、地域の皆さまの新しい価値観に応え、地域とともに共存共栄し成長していくために「地域エコシステム」に取り組んでいます。取り組みの一つとして、2018年度は、釧路市と地域連携協定を締結し、協定の一環として、寄付スキーム付のご当地WAON「くしろWAON」を発行しました。また、地域の事業会社と協力し、交通機関の活性化を図ることを目的とした、全国で初めてとなるバスの多区間運賃路線の「WAON」決済サービスを開始しました。これにより、お買い物だけではなく交通機関でのお支払にもご利用いただけ、そして寄付スキーム付の「ご当地WAON」をご利用いただくことで地域活性化にもつながる取り組みとなっています。

## ダイバーシティ経営の取り組み

## 誰もがいきいきと働ける職場環境を推進

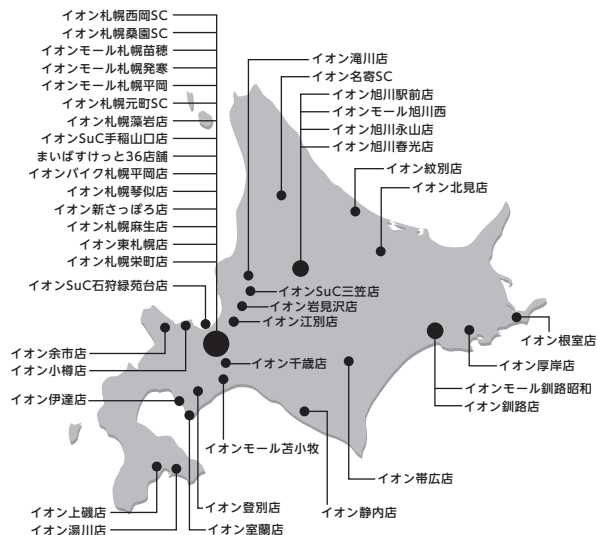
当社では、多様な価値観を尊重し、いきいきと働ける職場環境を目指す「ダイバーシティ経営」を実践しています。

女性管理職登用はもちろん、共生社会への理解を促進し、障がい者雇用の拡大や職場環境支援を実践するなど、誰もが働き続けたいと思える職場環境づくりをすすめています。また、2018年度は新たに、国際貢献の一環として、外国人技能実習制度に基づき、ベトナム人実習生20名の受け入れを実施しました。



## 会社情報 / 株主優待

### 店舗情報 (2019年2月28日現在)



### 株主優待 (2019年2月28日現在)

2月末日の株主名簿に記載された株主さまに、保有株式数に応じて株主様ご優待券を贈呈いたします。また500株以上保有の個人株主さまには、全国のイオングループの店舗に開設している「イオンラウンジ」をご利用いただける「株主さまカード」を発行いたします。

#### 【株主様ご優待券の贈呈】

年1回100株以上保有の株主さまに優待券を贈呈します。

保有株式数	100株~999株	1,000株~1,999株	2,000株以上
優待内容 (優待金額)	優待券100円券 ×25枚 (2,500円分)	優待券100円券 ×50枚 (5,000円分)	優待券100円券 ×100枚 (10,000円分)

#### 【イオンラウンジのご利用】

お買物の合間にごゆっくりとおくつろぎいただくために、ラウンジ会員さまに限定したサービスをご用意しております。全国のイオンラウンジ設置店舗にて株主さまカードをご提示のうえお気軽にご利用下さい。有効期限は発行後1年間とし、それぞれに記載されている期限とします。

#### 【株主様ご優待券のご利用可能店舗】

株主様ご優待券は下記全国21社（※）が運営するイオン、マックスバリュ、イオンスーパーセンター、まいばすけっと、ザ・ビッグなどの直営店舗でご利用いただけます。

（※）イオンリテール㈱、イオンリテールストア㈱、イオン北海道㈱、イオン九州㈱、イオンストア九州㈱、イオン琉球㈱、イオンビッグ㈱、マックスバリュ北海道㈱、マックスバリュ東北㈱、マックスバリュ南東北㈱、マックスバリュ関東㈱、マックスバリュ東海㈱、マックスバリュ中部㈱、マックスバリュ長野㈱、マックスバリュ北陸㈱、マックスバリュ西日本㈱、マックスバリュ九州㈱、イオンスーパーセンター㈱、㈱光洋、まいばすけっと㈱、イオンマーケット㈱

但し、酒類、タバコ、切手、印紙、はがき、商品券、プリペイドカード、処方箋により販売する医薬品、その他各社の指定する商品の購入、ネットショップ、専門店等ではご利用いただけません。また、一部の店舗・売場でご利用いただけません場合がございます。

### 会社概要 (2019年2月28日現在)

社名	イオン北海道株式会社
本社	〒003-8630 札幌市白石区本通21丁目南1-10
事業内容	総合小売業
設立	1978年4月5日
資本金	61億43万円
基準日	2月末日
売上高	1,857億円 (2018年3月~2019年2月)
店舗数	77店舗

従業員数	7,756名
主要取引銀行	北洋銀行、三井住友信託銀行 みずほ銀行、北海道信用農業協同組合連合会
公告方法	当社ホームページに掲載いたします。 <a href="http://www.aeon-hokkaido.jp/finance_03.html">http://www.aeon-hokkaido.jp/finance_03.html</a>
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部



# 株主総会会場のご案内

会場

## 札幌プリンスホテル「国際館パミール 3階」

札幌市中央区南3条西12丁目

交通

地下鉄東西線「西11丁目駅」2番出口より徒歩3分

2番出口より地上へ出て右（南方面）へ進むと札幌プリンスホテルタワーがございます。その西側奥が「国際館パミール」となります。タワーとお間違いないようご注意ください。

お願い

無料の駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

